

特定非営利活動法人市民社会研究所定款 変更案

現 第2条

この法人は、主たる事務所を三重県四日市市萱生町1200番地、四日市大学内に置く。

変更案 第2条

この法人は、主たる事務所を三重県四日市市諏訪栄町3番4号に置く。

現 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上10人以下
- (2) 監事1人または2人

変更案 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上20人以下
- (2) 監事1人または2人